

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
平成20年度第1回 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成20年6月10日（火）午後4時～5時10分

（場 所） 職員会館かもがわ 第2会議室

（出席者） 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査
会委員（50音順）

秋月委員、上原委員、直野委員、吉田委員

広域連合事務局

山田副広域連合長、原事務局次長、木下業務課長、渡辺総務
課課長補佐

（議事の要旨）

1 運用状況（平成19年度）の報告について

個人情報保護条例第42条及び情報公開条例第22条の規定に基づき、平
成19年度における運用状況について事務局から報告

2 個人情報取扱事務の報告について

個人情報保護条例第6条の規定に基づき、選挙管理委員会及び公平委員会
における個人情報取扱事務について事務局から報告

【委員】

今回報告のあった実施機関の他に、個人情報取扱事務の報告が必要となる
実施機関はあるのか。

【事務局】

今回の報告により、実施機関としての届出は、一通り済んだことになる。

今後は、各実施機関において、新たな個人情報取扱事務が生じた場合に報
告することになる。

3 個人情報取扱事務の審議について

前回開催（平成20年1月16日）の審査会において、今後も単発的に個人情報の収集、利用、提供の事案が生じる度に審査会を開催することは、日程により事務に遅滞を生じさせたり、慎重な審議を要する案件に時間を割くことができにくくなったりすることが考えられるため、個人情報の本人外収集等について、類型化し、当該類型に該当するものは、あらかじめ審議の手続を経たものとして取り扱うことができないかとの意見があったことを踏まえ、事務局が作成した類型（案）について審議した。

- (1) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定による個人情報の本人外収集の事例について

【事務局】

本人外収集については、相談、要望、意見等のように、相談者等から一方的に提供されて収集の選択の余地がない場合（消極的収集）と広域連合が地方公共団体等に依頼して収集する場合（積極的収集）の2パターンがある。

特に、地方公共団体等が保有する既存情報を活用するために収集する場合は、提供元の個人情報保護条例等に基づき、適正な手続を経たうえで提供される個人情報に限ることにしたい。

【委員】

地方公共団体等から電磁的媒体で個人情報を収集する場合は、郵送ではなく職員に持参させたり、データを暗号化させるなど、情報漏えいしないように配慮すべきであるが、どのような方法で収集するのか。また、収集後の管理方法についてはどのように考えているのか。

【事務局】

広域連合の構成市町村から収集する場合であれば、市町村と広域連合とを結ぶネットワークを通じて収集することになる。このネットワークは閉ざされている。

電磁的媒体資料については、加工、編集、複写が容易であるため、収集から廃棄までの管理が不適切であれば、悪用されるおそれも高くなるため、適切な管理が求められる。

広域連合のセキュリティーポリシーでは、電磁的媒体資料の取扱いについて、収集後の管理から廃棄に至るまで詳細に規定しているところであるが、収集時にも、収集日、収集先、内容等について記録するようにし、さらに管

理を徹底したい。

【委員】

提供元の個人情報保護条例等の規程に基づく手続を経たことが確認できる場合に限るとのことであるが、どういうことか。

【委員】

個人情報を目的外提供する場合は、各地方公共団体等の個人情報保護条例等において、審査会の意見を聴取しなければならないといった一定の手続が求められているはずである。しかしながら、そういった手続を経ずに、広域連合からの依頼であるという理由だけをもって、安易に情報提供されることも考えられる。

このことはあくまでも提供側の話であるが、そういったことを抑制するために、広域連合側から制限をかけるということだと思われる。

【事務局】

委員の御発言のとおり、提供元で（広域連合への）提供について、条例等に基づく手続を経ていることが確認できる場合に限ろうという趣旨である。

業務の効率化等を理由に個人情報を収集する場合は、広域連合としても慎重に取り扱っていきたい。

(2) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第4項第2号の規定による個人情報の収集事例について

【事務局】

広域連合の事務の性質上、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報は、実施機関として取り扱わざるを得ない個人情報である。

一方、思想、信条及び宗教に関する個人情報については、広域連合として積極的に収集するものではなく、相談、要望、意見等において、相手側から一方的に提供された場合、その部分だけを切り離して収集することは困難であることから類型化したものである。

【委員】

思想及び信条のような個人情報は、特に取扱いに留意すべき個人情報であり、慎重に取り扱わなければならない。

【事務局】

思想、信条などの個人情報については、積極的収集は予定していない。例えば、訴訟において、訴状の中に原告の思想及び信条の記載があるときは、審査会を開催する暇もなく、当該個人情報が記載された訴状を受け取らざるを得なくなるため、類型化しているものである。これらの個人情報について、積極的収集が必要となる場合は、原則どおり、審査会の御意見を聴取させていただくことになる。

【委員】

訴訟では、訴訟の相手方は、広域連合が入手できる個人情報と同様の程度の個人情報を入手することができるのか。

【事務局】

自らの個人情報については、個人情報保護条例の規定に基づく開示請求を行うことで入手することは可能である。

開示又は非開示の判断は、広域連合が行うことになるが、当該処分に不服があるときは、不服申立てを行うことが可能であり、その場合は、審査会に諮問させていただき、その答申を踏まえて、再度判断することになる。

- (3) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定による個人情報の目的外利用及び提供の事例について

【事務局】

前回の審査会で御審議いただいた事案は、依頼、照会等の類型に当たることになる。この依頼、照会等については、国、京都府、市町村及び医療保険者に限定することにした。

また、法令に基づく要請等、すなわち任意提供については、ここに掲げているものについて応諾を原則としているわけではなく、照会内容に応じ、慎重に対応することとしたい。

【委員】

報道機関への発表という類型があるが、こういった形で、どのようなことを発表することが想定されるのか。発表する事案をあらかじめ限定しておいた方がよいのではないか。

【事務局】

広域連合が積極的に報道機関を通じて発表するときは、原則として、京都府政記者クラブを通じて発表することになる。想定される事例としては、医療機関等の不正請求が発生したときにおいて、医療機関名又は医師名等の発表を行うことが考えられるが、社会通念上許容される範囲内で対応したい。

【委員】

法令に基づく要請等があった場合、提供するか否かの基準は定めているのか。

【事務局】

これらの事項については、一律に基準を設けることは難しいため、過去の事例や判例に照らしながら慎重に判断を行いたい。

【委員】

今回提案された類型に該当する事例が発生したときは、事前に合意された事項ということで、審査会の開催を省略し、実施機関の判断で取扱いを決定するという理解でよいか。

【事務局】

そのとおりである。今回提案した類型に当てはまらない事例又は類型に該当するかの判断が困難な事例が発生したときは、あらかじめ審査会の意見をお聴きすることになる。

【委員】

今回提案された類型（案）の見直しが行われることはあるのか。

【事務局】

今後、事例の発生の状況によっては、類型の追加又は削除が考えられる。

【委員】

これらの類型に該当するとして処理された事案について、何らかの方法で審査会に報告をいただくことはできないか。

【事務局】

審査会には、年1回、運用状況の報告をすることになっているため、その

際に、併せて処理事案を報告することとしたい。

処理事案については、類型ごとに報告させていただくが、本人外収集のうち資料等の受け取りに関しては、紙媒体によるものについては、すべての把握が困難であるため、当面の間は、電磁的媒体によるものについて報告の対象とさせていただきたい。

【委員】

それでは、運用状況の報告としての不服申立ての情報に加えて、事務局から情報提供いただくということをお願いしたい。

【委員】

それでは、今回、事務局から、提案された個人情報の取扱事務に関する例外類型事項（案）を採用することによろしいか。

(異議なし)

閉会